

## 詳細

≡ ([http://exment.twave.co.jp/data/table\\_14321](http://exment.twave.co.jp/data/table_14321))

ID 262

作成ユーザー  システム管理者

更新ユーザー  システム管理者

作成日時 2024/01/17 10:02:43

更新日時 2025/06/27 12:11:01

## 区分

【マニュアル】

## カテゴリ

【人事】勤怠関連

## 件名

有給休暇の時季変更権について

## 内容

①複数名の有給休暇の取得申請が集中したりどうしても有給休暇の取得希望者(以下、本人という)に出勤してもらわないとならない日付に  
有給休暇の取得申請があるなどして、本人の希望のとおりに有給休暇の取得を認めると業務の正常な運営にはなはだしく支障があると認められるとき、  
会社(勤怠管理者)は本人に有給休暇の取得日を変更するように依頼することができます。  
これを「有給休暇の時季変更権」といいます。

②有給休暇の時季変更権は、労働基準法第39条5項の但し書きで定められているもので、当社の就業規則の(年次有給休暇)の条文に同旨の定めがあります。

③下記いずれかに該当するとき、会社(勤怠管理者)は本人に有給休暇の取得理由を尋ねることができます。

また、有給休暇の取得理由如何によって時季変更権行使する/しないを判断することができます。

1)本人に有給休暇の取得を認めると業務の正常な運営にはなはだしく支障があるものの、  
本人の事情によっては会社が時季変更権を使用しないことを判断するために、有給休暇の取得理由を聞くとき。

2)本人全員に有給休暇の取得を認めると業務の正常な運営にはなはだしく支障があるため、本人のうち誰に対して時季変更権を使用するか判断するために、  
有給休暇の取得理由を聞くとき。

※関連する判例 事件番号 昭和53(才)558 [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=54238](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=54238)  
※上記いずれにも該当しないときは本人に有給休暇の取得理由を尋ねてはいけません。(本人が自発的に  
言う分には、本人の自由)

④会社が時季変更権を行使するにあたっては本人に対して当初の希望とは別な日に有給休暇を取得するよう求めるだけで充分であり、

「代わりに、いついつ取得してください」と日付を指定する義務はありません。(「義務はない」なので、会社から日付を提案してもよいです)

※関連する判例 事件番号 平成11(才)1534

<https://www.zenkiren.com/Portals/0/html/jinji/hannrei/shoshi/07365.html>

⑤会社が時季変更権を行使したにもかかわらず本人が出勤しなかったとき、本人の勤怠上の取り扱いは欠勤となります。懲戒処分の対象となる場合もあります。

## 添付ファイル

---

### 登録担当者 検索

### 登録担当者

---

### 公開承認者 検索

### 公開承認者

内園 光一

### 公開承認日

2019/03/06

---

### 公開終了

NO

## コメント

---

保存

---

**Powered by Exment (<https://github.com/exeedone/exment>)** (Interface laravel-admin (<https://github.com/z-song/laravel-admin>))